

生産緑地地区制度について

良好な都市環境を形成するために

平成29年6月28日

第78回行田市都市計画審議会

1. 生産緑地地区制度について

- ・市街化区域内にある農地の緑地機能に着目
- ・保存することによって災害防止に役立てる
- ・将来的には公共用地として
- ・良好的な都市環境を形成する



2. 生産緑地地区制度を受けると

● 行為制限

- ・ 建物の建築制限
- ・ 土地の造成制限

● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予



3. 買取り申出ができる場合

ケース 1

指定から30年を経過した場合

ケース 2

農業従事者が死亡した場合

ケース 3

農業従事者が重い障害を負い営農が不可能となった場合

4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市各課にての買取り意向検討



12条 買取り通知(1ヶ月)



13条 農業委員会による
従事者への斡旋



14条 建築等の行為
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画
審議会での審議



20条 都市計画の告示

5. 本市の生産緑地地区の指定状況

当初指定 平成4年12月8日 115地区 22.95ha

長野地区

平成6年11月25日
3地区 0.7ha 増

申出 「廃止 27地区」
「一部廃止 9地区」
「統合 2地区」

合併

平成19年12月25日
12地区 3.69ha 増

現在 平成29年6月28日 101地区 20.93ha

「星河第1号生産緑地地区」申請時の状況

